

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

香川県人事委員会規則第13号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成 3 年香川県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（管理職員特別勤務手当の額等） 第 2 条 給与条例第14条の 3 第 3 項の人事委員会規則で定める勤務は、<u>同条第 1 項の勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務</u>とする。	（管理職員特別勤務手当の額等） 第 2 条 給与条例第14条の 3 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）<u>審議監若しくは本庁の部長の職又はこれらに相当する職にある職員</u> 12,000円 （2）<u>本庁の次長の職又はこれに相当する職にある職員</u> 10,000円 （3）<u>本庁の課長の職又はこれに相当する職（出先機関の長以外の職にあつては、給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第 6 号）別表第 1 の区分欄に定める区分（以下「給料の特別調整額の区分」という。）が 5 種である職に限る。）にある職員</u> 8,500円 （4）<u>前 3 号及び次号に掲げる職員以外の職員</u> 7,000円 （5）<u>県立学校の事務部長の職（給料の特別調整額の区分が 9 種である職に限る。）にある職員</u> 6,000円 2 <u>給与条例第14条の 3 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務</u>とする。
第 3 条 給与条例第14条の 3 第 3 項第 1 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）<u>特別調整額受給職員（給与条例第 7 条の 2 に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>審議監若しくは本庁の部長の職又はこれらに相当する職にある職員</u> 12,000円 イ <u>本庁の次長の職又はこれに相当する職にある職員</u> 1 万円 ウ <u>本庁の課長の職又はこれに相当する職（出先機関の長以外の職にあ</u>	第 3 条 給与条例第14条の 3 第 3 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）<u>前条第 1 項第 1 号に掲げる職員</u> 6,000円

つては、給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）別表第1の区分欄に定める区分（以下「給料の特別調整額の区分」という。）が5種である職に限る。）にある職員 8,500円

エ アからウまで及びオに掲げる職員以外の職員 7,000円

オ 県立学校の事務部長の職（給料の特別調整額の区分が9種である職に限る。）にある職員 6,000円

(2) 特定任期付職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。） 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給又は同条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 6号給及び7号給並びに任期付職員条例第4条第3項の規定による給料月額 12,000円

イ 5号給 1万円

ウ 2号給から4号給まで 8,500円

エ 1号給 7,000円

2 給与条例第14条の3第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別調整額受給職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第1号アに掲げる職員 6,000円

イ 前項第1号イに掲げる職員 5,000円

ウ 前項第1号ウに掲げる職員 4,300円

エ 前項第1号エに掲げる職員 3,500円

オ 前項第1号オに掲げる職員 3,000円

(2) 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける同条例第4条第1項の給料表の号給又は同条例第4条第3項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第2号アに掲げる号給又は給料月額 6,000円

(2) 前条第1項第2号に掲げる職員 5,000円

(3) 前条第1項第3号に掲げる職員 4,300円

(4) 前条第1項第4号に掲げる職員 3,500円

(5) 前条第1項第5号に掲げる職員 3,000円

2 給与条例第14条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- イ 前項第2号イに掲げる号給 5,000円
ウ 前項第2号ウに掲げる号給 4,300円
エ 前項第2号エに掲げる号給 3,500円

第4条 次に掲げる場合には、給与条例第14条の3第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 給与条例第14条の3第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
(2) 給与条例第14条の3第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

(雑則)

第5条 略

附 則

(給与条例附則第4項の規定を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号又は第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(雑則)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 給与条例附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。